

令和6年度 指定管理業務 実績評価シート

基本様式

作成年月日 令和7年6月17日

部課名 教育委員会文化財課

施設名	公開武家住宅(旧岩田家住宅・旧伊東家住宅・旧梅田家住宅・旧笹森家住宅)
施設の設置目的	弘前市の歴史や文化を伝え、もって市民の教養を高めるため
所在地	旧岩田家住宅:弘前市大字若党町31番地 旧伊東家住宅、旧梅田家住宅:弘前市大字若党町80番地 旧笹森家住宅:弘前市大字若党町72番地
指定管理者名	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会
指定期間	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

1 事業計画の実施状況

施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて、概ね計画通りに実施されている。また利用者が安心して施設を利用できるよう、施設内外の環境美化や維持管理に努めるなど、事業計画に基づいた適正な管理運営を実施している。

2 自主事業の実施状況

- (1)仲町武家屋敷案内人養成講座(6月8日)参加者8名
- (2)サワラの生垣手入れ体験会(6月9日)参加者12名
- (3)黒門・黒板塀塗装体験会(7月7日)参加者8名
- (4)武家屋敷町並みフェア～武家屋敷を楽しもう～(9月14日・15日)
 - ①お茶会(旧岩田家住宅) 参加者38名
 - ②仲町地区の住宅敷地割模型展示会(旧梅田家住宅) 参加者84名
 - ③子どもクイズラリー(公開武家住宅) 参加者21名
 - ④武家屋敷で「古武術演武」鑑賞会(旧笹森家住宅) 参加者64名
 - ⑤茅屋根の話とミニほうき製作体験会(旧岩田家住宅) 参加者16名
- (5)城下町街歩き講座(9月13日・20日・27日) 参加者66名

3 市民サービス向上のための取組状況

利用者が安心して施設を利用できるよう、毎日の清掃、施設内の除草など、施設の維持管理・安全管理を徹底している。

4 市民ニーズの把握の実施状況

来館者へのアンケート調査を実施しており、利用者ニーズの把握に努め、アンケート結果を事業に反映させたり、市民サービス向上につなげている。

5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）

令和6年度の来館者数は17,049人となっており、年々増加傾向にある。

（参考：令和2年度：4,869人 令和3年度：6,098人 令和4年度：11,169人 令和5年度：14,680人）

6 指定管理業務の収支状況

計画的で安定した予算執行に努めており、適正に行われている。

年間の収支決算としては、支出額が抑えられ、余剰金が生じている。

7 実地調査の結果

施設が適切に管理・運営されており、業務も誠実に遂行されていることを確認した。

8 成果指標の達成度

来館者数：目標 16,628人（H30、R元、R4の3年間の来館者数の平均値の1.1倍）

令和6年度実績：17,049人 達成度：102.53%

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	A	管理運営指針並びに協定書に従い、適正な運営に努め、施設の運営は、良好であったものと考えます。	外国人観光客の来館者が多くなってきていることから英語版のパンフレット等の必要性を感じます。
施設の管理	A	来館者の安全管理に努めたことから良好であったと考えています。	旧岩田家住宅・旧伊東家住宅のトイレの洋式化が望されます。また、旧梅田家住宅・旧岩田家住宅の刺し萱が必要となっています。
経理の状況	A	最低賃金の上昇に弘前市が対応していただいたことで概ね計画通りの運用がきました。	人件費等において、青森県の最低賃金を下回らないよう留意し、より効率的な運用に心がけます。
団体の財務状況	B	指定管理者の仲町地区保存会は、会費等の収入がない自主財源の乏しい団体ですが、自主事業での参加費等により適正な運営が可能な状況となっています。	今後とも安定的な自主財源の確保が課題です。保存会協力者の募集や、保存会としての収益事業を実施し、財源の確保に努めて参ります。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	協定書・基準書等の内容に基づき、概ね適正に実施している。	引き続き利用者増を図るため、魅力ある自主事業の展開に期待する。
施設の管理	A	利用者の安全を第一に施設内外の環境整備や維持管理を徹底しており、また個人情報や文書等の管理も適切に管理している。	今後も適正な管理に努めていただく。
経理の状況	B	収支状況、経費の削減、帳簿等の整備・保管については、概ね適正に実施している。	今後も適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	保存会としての収入を増やす努力をしている。	引き続き保存会としての収入を増やす努力をし、適正な業務運営に努めていただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの（適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの）
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの（軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの）
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する